

第7回国土交通省独立行政法人評価委員会

日 時 平成17年8月19日(金)

10時00分～11時45分

場 所 国土交通省 低層棟共用会議室2A・B

(議事録)

尾本政策評価企画官 ただいまから第7回国土交通省独立行政法人評価委員会を開催させていただきます。

本日はご多忙中にもかかわらずお集まりいただきましてまことにありがとうございます。私、事務局を務めさせていただいております政策評価企画官の尾本と申します。本日の議事進行につきまして、後ほど委員長にお願いさせていただくまでの間、私が務めさせていただきますと存じますのでよろしくお願いいたします。

国土交通省政策統括官の渡邊からあいさつを申し上げます。

渡邊政策統括官 皆様おはようございます。

委員の皆様には平素、国土交通行政につきましてご指導をいただきましてまことにありがとうございます。

本日はご多忙の中、また大変暑い中をご出席いただきましてありがとうございます。

独立行政法人がスタートしまして4年と5カ月が経過いたしました。

省庁再編のときに、企画と実施を分離して、実施部門の創意工夫を促し、目標管理手法のもとで、業務運営の改善と効率性を高めるということで独立行政法人制度がスタートしたわけですが、当初の目標は着実にかなってきていると思っています。

当省所管の法人につきましては、13年4月に11の機関が国から分離しまして独立行政法人になりました。これらにつきましては、掲げました中期目標、中期計画がほぼ達成される状況で、大変大きな成果を上げているわけです。

また、平成15年、16年度には、特殊法人等から移行いたしました9独立行政法人が発足しましたが、従来言われておりました特殊法人の問題点、課題も着実に改善しておりますし、そうした中で、執行のマネジメントが進んでいるのではないかと考えています。

独立行政法人制度につきましては、5年間の中期目標の終了時に、その業務のあり方を見直すことになっていまして、当省関係ではご案内のとおり、17年度に目標期間を終了いたします11法人につきましては、昨年度、土木研究所など6法人が、イレギュラーなスケジュールではありますが、1年前倒しということで、見直し案を決定いたしました。

今年度は残りの5法人につきましては、業務の見直し内容を検討することになっていまして、現在、国土交通省におきまして検討中ですが、本日は委員の皆様方に貴重なご意見をいただきまして、この見直し案をつくってまいりたいと思っています。

きょうは盛夏の中で総会を開かせていただいているわけですが、各委員におかれましては、各独立行政法人の年度評価がほぼ終わったような状況ではないかと考えています。

年度評価につきましては常々、各分科会あるいは総会の場で、こういった点は見直したほうがいいんじゃないかというご意見をいただいています。

それを事務局なりに整理したペーパーがございますけれども、委員の皆様におかれましては、年度評価に当たりまして何かとお考えのことがありだと存じます。

そういった点につきましてぜひご意見をいただきまして、今後の年度評価を改善していきたいと考えていますので、どうぞよろしく願いいたします。

きょうは限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見をお願いしまして、冒頭のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いします。

尾本政策評価企画官 事務的な連絡をさせていただきます。

本日の委員会は、委員 28 名及び、委員長から招集を通知した臨時委員 1 名の定足数計 29 名のところ 20 名の委員の方々にご出席をいただいています。定足数を満たしていることをご報告いたします。

続きまして委員の任命についてお知らせいたします。

本委員会の委員の任期は 2 年となっています。ことし 3 月にも、多くの委員、臨時委員の方々の任期満了に伴う改選がございました。また、7 月にも多数の委員の方々の改選が行われました。

お手元に資料をお配りしておりますが、委員名簿一覧があるかと思えます。その中で 5 名の委員の方々、そこに新任と書いてございます。この 5 名の委員の方々に、新たに本委員会の委員にご就任いただきました。

この 5 人の委員の方々も含めまして、本日ご出席いただいている委員の方々のご紹介につきましては、まことに恐縮でございますが、時間の関係もあり、お手元に配付させていただいています出席者名簿及び座席表をもってかえさせていただきます。

以後の進行は木村委員長にお願いしたいと思えます。

木村委員長、よろしく願いいたします。

木村委員長 早速ですが、議事に入らせていただきます。

本日準備しました議題、その他を含めて 5 点ございます。

お手元の資料の 1 枚目をごらんいただきたいと思えますが、1 番目、3 月の総会以降における状況報告から始めたいと思えます。

これは尾本政策評価企画官から説明していただきますが、資料の 1 - 1 にございますように、総務省で開催いたしました委員長懇談会の中身についてでございます。

尾本さん、よろしくお願いいたします。

尾本政策評価企画官 4月15日に開催されました委員長懇談会について、資料1-1、1-2をもちまして説明させていただきます。

委員長懇談会とは何かということですが、総務省に置かれております政策評価独立行政法人評価委員会の委員長と、各省の評価委員会の委員長とが意見交換する場でございます。

意見交換の主たる議題は、各省の評価委員会と総務省の評価委員会の関係はどうあるべきかということでございます。

総務省の委員会と各省の評価委員会の機能が重複しているのではないかとということが、独法制度ができた当初からの課題でございまして、それについてもっぱら意見交換がされているというところがございます。

1に経緯を紹介しています。

いままで2回行われてきまして、4月が3回目ということでございます。

3回目は2年間の期間が置かれていましたが、事務的には、もう少しやりましようとういことは総務省に申し入れをしていたんですが、なかなか総務省の側が応えてくださらなかったんですが、この1月に総務省の評価委員会の委員長が、学習院大学教授の村松先生から、伊藤忠商事会長の丹羽会長に交代されたこともございまして、これを機会に開催されたということでございます。

懇談会の出席者ですが、2に記載しているとおりで、国土交通省の評価委員会からは木村委員長にご出席いただいています。

2ページ目は、懇談会の主な発言を箇条書きにしています。

議論のテーマですが、最初には、総務省の委員会と各省評価委員会との役割分担ということで、これは繰り返しの議題ということでございます。いま一つの議題は役員退職金のことについてでした。

詳細な議事メモは、本日机上に配付しています委員長懇談会議事メモ、委員限りのものも用意しております。お目を通しいただければと思います。

1-1に沿って説明させていただきます。

一つ目のテーマ、役割分担ですが、今回も同じように、機能が重複しているのではないかと、オーバーラップしている、もう少し総務省の委員会は大所高所から横断的な評価を行うべきではないかということは、各省の委員長から問題提起されました。

それに対する総務省からの回答ですが、総務省の側でもいろいろなお考えをお持ちの方

がいるようでございますが、まずは各省の評価がお手盛りになっているのではないか、だから、われわれはきちんとダブルチェックをする必要があるという伝統的な回答もございました。

一方では、ダブルチェックは必要だが、タコつぼの中をえぐるようなことはしないとか、もう少し視点を変えて、中期目標達成度合いがわかりやすく評価されているかという観点から全体的にチェックしていくんだということで、多少視点を変えていこうというような考え方も示されたようです。

次のテーマは、役員退職金の業績勘案率についてです。

役員退職金の定め方ですが、のところに算式が書いてございますように、役員退職金は、月給に0.125を掛けて、在職月数を掛けて、これに業績勘案率を掛けます。

業績勘案率は何かということ、0から2の範囲までで評価委員会が定めることになっています。

評価委員会の定めによって退職金の変動するということで、まさに法人の業績と個人のとを結びつけるということで、効率化のインセンティブを高めていこうという、独法制度のみその部分です。

当初、各省とも業績勘案率を決定するに際しましては、法人の業績とある程度連動させることをルールにしていました。

ただ、その後、総務省から、基本的に1.0にしないで、業績とは連動させるなという話が来ました。

各省とも、業績勘案率1.0にすることは、独法制度の効率化のインセンティブを損なうものであるということでかなり異論が出ました。

ただ、総務省は1.0は1.0だということで、このへんのところについてまだ議論の余地があるところでございます。

実際に私どもの評価委員会の中におきまして、都市再生機構分科会におきましては先月開催されたんですが、まだ議論がたくさん残っているということがございまして、今後の状況、他省庁の状況を含めまして、引き続き見ていく必要があるということになっているところでございます。

これに対して総務省も、基本的には1.0だけれども、1.0以外のものが全くないわけじゃないという考え方が示されています。

そのほかにつきましてですが、目的積立金の扱いも硬直的であるという話、あるいは評

価にコストがかかりすぎているという話、研究開発につきましては、長い期間で見えていないといけないとか、そのためには理工系の委員が総務省の委員会には少ないという話が提起されました。

それに対しまして資料 1 - 2 ですが、4月の委員長懇談会に対しまして総務省の対応ということですが、5月に総務省の評価委員会の評価分科会が開催されました。その状況報告です。

1 ページ目には、総務省のホームページからそのままコピーしてきた議事要旨を載せています。何が書いてあるかよくわからないところです。

次のページ、別添という横の表がございます。これが最終的に総務省の評価委員会として取りまとめられたものでございます。

1 枚目は役割分担ですが、のところは伝統的な総務省の考え方を示したものです。は、今後は少し視点を変えていく必要があるのではないかとということをおうかがわせる記述です。総務省の中でも両論があるのではないかとということをおうかがわせるところです。

次のページは退職金の話で、1.0 を超えるものも下回るものもあり得る。

財務の話で、独法制度の財務制度はわかりづらくて、うまく機能しているのかよくわからないということで、今後とも必要に応じ検討を進めていくべしという議論がされていることとございます。

以上、委員長懇談会の報告でございます。

木村委員長 7人の各省庁の委員長、欠席した方もいらっしゃいますが、ここへ名前が出ておりますのは全員出席した方です。

下3人は、委員長と二人の総務省の評価委員会の委員、3人で議論しました。

今回も相当激しい議論になりまして、両方の意見の応酬がかなり活発に行われました。

ただいまご説明いただきましたように、これまでの大きな争点は、総務省の評価は各省でやりました評価委員会の評価をさらに細かく見る、つまりダブルチェックになっていたということで、私ども、それに対して非常に激しく抗議をしてきました。

村松先生が体調を壊されまして、丹羽さんにおかわりになりましたが、今度の委員長はフレキシブルだなという印象を受けました。全体の雰囲気が変わるのではないかと期待しています。

昨年出てまいりましたコメントも、ずいぶん横断的、あるいは大所高所から見たものがふえています。総務省もかなり努力をされていることは私どもも感じています。

もう一つ強く出ました点は業績勘案率の件です。役員の退職金として、ご説明がございましたように、業績勘案率については、0.0から2.0の範囲で、業績に応じてつけられるのですが、1.5以上になると内閣に報告するということになっています。

某省庁が1.2をつけて出したところ、評価が甘いということから、先ほどご説明がございましたように、1.0にしると受けとらざるを得ないような文書が各省回ってきました。私ども、これに対し強く反発したのですが、同じような意見が全部の委員から出されました。

委員長の丹羽さんはかなりフレキシブルで、1.0以外もあり得るという見解ですので、そのへんは少し総務省も考えてくれるようになるかなという気もしています。

そのほかいろいろ意見の応酬がありましたが、先ほど尾本さんからもお話がありましたように、1-1にお名前も出ている下の二人の間でもかなり意見の違いがあることがはっきりわかりました。

これまでは、そういう状況は私どもに見えませんでした。二人のコメントがかなり違ったものになっていますので、総務省の評価委員会自体もかなり揺れているのかなという感じを受けました。

私からの追加報告は以上ですが、何かコメントがございましたらお願いしたいと思います。よろしゅうございましょうか。

資料1-1の1に、第1回に総理が出てこられて委員長懇談会が開かれまして、その後、14年の8月30日、15年の5月19日に開かれた後、2年間ほとんど開かれていませんでした。

私ども、このことに強く抗議をしまして、早く開いてくれと、殊に私、声を大きくして申し上げ続けたのですが、委員長の体調の関係でお開きいただけなかったようです。今度、委員長がおかわりになりまして、機会を見てできるだけたくさん開くというお約束をいただいています。よろしゅうございましょうか。

では、この点は以上とさせていただきます。

分科会等からもご意見をお出しいただきまして、それを集約して委員長会議に持っていきたいと思っていますので、よろしく願います。

2番目の議題に参ります。資料2、中期目標期間終了時の独立行政法人の組織及び業務の検討についてです。

尾本政策評価企画官 資料2-1に基づきまして、中期目標期間終了時の独立行政法人

の組織、業務全般の見直しについてご審議をいただきたいと思います。

背景のところですが、冒頭の渡邊統括官からの説明にもございましたとおり、来年3月に11法人の中期目標期間が終了します。

中期目標期間の終了時には、業務のあり方について全般的な見直しを行うことが通則法で決められています。

本来ですと、11法人の見直し作業、ことしに行えばよいということでしたが、作業の平準化を図るということで、六つの法人につきましては昨年、見直し作業が行われました。

六つの法人は、土木研究所、港湾空港技術研究所、北海道開発土木研究所、海技大学校、航海訓練所、海員学校です。

その結果、4点です。

まず統合がございます。土木研究所と北海道開発土木研究所、海技大学校と海員学校の統合です。

二つ目が大きなポイントですが、6法人すべてについて非公務員化するということでした。

業務の中身ですが、研究系の3法人につきましては、研究の分野、内容を重点化すること、船員養成の3法人ですが、養成規模のスリム化を行うということです。現在、船員の数が減っておりますので、それに見合った養成規模とするということです。

このようなことが昨年の見直し結果でございます。

ポイントとしまして非公務員化ということですが、私ども国土交通省だけではなく、すべての省庁におきまして、試験研究機関と教育機関につきましては例外なく非公務員化することをされています。

本年は残りの五つ、建築研究所、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、電子航法研究所、航空大学校の5法人について見直しの作業を行うこととされています。

段取りは2に書いてあるとおりです。

主な流れということですが、本日、この委員会におきまして、見直しの方向性につきましてご審議いただきまして、それを踏まえまして私どもで最終的な見直し素案をつくりまします。8月末日に総務省へ提出いたします。

9月になりますと総務省で、9月、10月、さらに11月までに審議をしまして、最終的には「勧告の方向性」という一つの文書ができます。それで大体、見直し案については決着となります。

あとはまた手続的な話になりますが、「勧告の方向性」を踏まえまして、12月末の行政改革推進本部、これは閣議メンバーですが、ここで見直し案を政府として最終決定することになります。

年が明けまして2月及び3月に、次の中期目標・中期計画を策定していくことになります。

5法人の見直しについての考え方を説明します。2ページ目の、5法人の見直し案の考え方です。

一番大きなテーマになります非公務員化ですが、これについては現在のところ検討中でございます。

これはなかなかむずかしい問題ということで、いま事務的に一生懸命検討しているところです。

昨年の試験研究機関と教育機関については例外なく非公務員化するという取り扱いは念頭に置いて検討はしておりますものの、たとえばことしの対象になっていきます交通安全環境研究所は、自動車の審査というかなり公権力性のある業務を行っているところです。

削減取り扱いに関知しないとも考えられますので、なかなかむずかしい面もたくさんあるということで、全体として検討中としているところです。

業務の中身についてですが、研究系法人ですが、建築研究所及び海上技術安全研究所、航空官制等の研究をしています電子航法研究所ですが、この三つにつきましては、いずれも研究分野の重点化を図っていくということでございます。

これはいまもやっていることですが、さらに推進するところです。

重点化の中身ですが、安全・安心の確保、あるいは環境、社会のニーズに対応したところに重点化を図っていくということです。

電子航法研究所につきましては、航空交通管理手法の開発を通じまして、航空容量を大きくしていくことをやっていきたいと考えています。

交通安全環境研究所です。ここは自動車の型式指定の業務を行っています。

自動車の型式指定とは何かということですが、自動車を新規に使用する際には、基本的には1台1台ずつ新規検査を行って合格しなければならないということですが、大量生産品の自動車について1台1台検査をすることは非常に非効率です。よって、型式ごとに安全・環境に関する基準に対する適合性審査を行うことによりまして、それに合格すれば、個別の仕上がりについての審査は省略する制度です。

この審査業務につきまして今後どうしていくかということですが、まずは昨今、三菱ふそう自動車がリコールについて重大な不正行為を行ったという事例がございました。

そういうことを踏まえまして、まずはリコール調査業務につきまして実施体制を強化していくことをしたいと考えています。

一方でマンパワーは限られていて、大幅な増員ができるというものではございませんので、通常の審査業務につきましては引き続き効率化を図っていかなければならないということだろうと思います。

一方で国際化という話もございます。

現在、自動車の基準は各国独自でして共通のものはございませんが、統一化していこうという取り組みは始まっています。

国際的な基準の統一化という作業に向けて的確に対応したいと考えています。

最後に技術支援業務と書いてございます。これは研究業務のことですが、これにつきましては審査業務との連携を強化しまして、基準設定のための研究業務を重点化していきたいと考えています。

続きまして航空大学校です。航空大学校はパイロットの養成を行っている機関です。

わが国の宮崎空港、仙台空港、帯広空港の3空港に訓練施設を保有しています。年間72人のパイロットの養成を行っています。訓練期間は2年間でございます。

パイロットを取り巻く状況ですが、今後、パイロット不足が見込まれています。

その理由として二つございまして、パイロットも団塊の世代が分厚くあって、これから大量退職が見込まれることが第1点。

第2点目は、2009年に羽田に第4滑走路ができる予定です。

羽田の第4滑走路ができますと、急激に航空事業が増加いたしまして、パイロットも合わせてふやしていかなければならないということで、今後、パイロットをきちんと教育していかなければならないところでございます。

そのために、引き続き一定量の質の高いパイロットを教育していくためということですが、教育の内容につきまして、学科の時間を減らして、航空機を実際に操縦する実務の時間をふやすことを考えています。

これは航空会社から、技能面での質の向上が必要であるという要請を受けたものでございます。

現在、養成期間が2年間でございますが、学科は6カ月、実技は18カ月でやっていま

す。このうち学科の一部を実技に回すことを計画しています。

一方で効率的な運営が必要だろうと考えています。

国にお金がないご時世ですので、効率的な運営は絶対的に必要だということで、学科教育部門のスリム化、一般管理部門のスリム化ということで、これは具体的には費用削減ということで、人件費を削減していくということです。

運航管理業務、整備管理業務ということで、できるところは民間委託化を進めていくことで、経費の削減を進めていくということでございます。

3点目、民間の乗員養成機関の育成・振興ですが、たとえば東海大学ではパイロット養成という学科の創設を準備しているということですが、そういう取り組みに対しまして航空大学校として協力できるところは協力していくということでございます。

4点目は、航空安全行政の技術基盤機能の充実ということですが、航空局への人材供給等を考えているということでございます。

以上が見直し案の考え方でございます。

3ページ以降は、1法人1枚ずつ、考え方を記載していますが、時間の関係で省略させていただきます。

資料2-2は、5法人の簡単な業務の概要ですが、これにつきましても時間の関係で省略させていただきます。

資料2-3、今回見直しの対象となった法人にかかる法律改正について説明させていただきます。

今回見直しの大きなテーマは、非公務員化と統合でございますが、どちらも法律改正が必要な事項です。

来年の4月1日までには必要な法律改正は行わなければならないということですが、国会にいつ法律を提出するかということですが、これは未定でございます。

ただ、場合によっては、早ければ秋の臨時国会に提出する可能性もあるということでございます。

これはなかなか事務方にはわからないところで、秋に果たして臨時国会があるのかどうかということも含めまして、私どもまだわからない点がたくさんあります。その場その場で判断してやっていかなければならないということです。

法律改正の内容ですが、統合する法人につきましては、新しい法人の名称、目的、業務の範囲、主たる事務所の位置、役員の数等を新しく決めていかなければならないというこ

とございます。

非公務員化する法人につきましては、いわゆる国家公務員法を適用しないという規定、必要とあれば守秘義務がかかりますという規定とか、贈収賄があったときには、刑法の規定により処罰される規定を見ていく必要があるということでございます。

時期はわからないということですが、突然、秋に処理しなければならないということもあるかと思しますので、そういう場合には、こちらのほうで秋の臨時国会に提出させていただくということがございますが、委員の了解を事前にいただいておりますということでございます。

以上が見直しについての説明でございます。

木村委員長 本年は5法人、建築研究所、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、電子航法研究所、航空大学校の見直しをする必要があります。

見直しの具体的な内容、それほど時間がございませんでしたので簡単に済ませましたが、分科会長の先生方、何か補足がございましたら伺いたいと思います。いかがでしょうか。

岡田先生、建築研究所のことで何かございましたら。

岡田委員 ご説明する準備をしましていませんでしたが、資料の3ページにもディテールが出ていますね。草案の概要が出ていますが。

概要的に申しますと、4年経過しまして、最初は研究所でも、評価する側でも戸惑いがあったと思いますが、幸いに研究所でも、一般的な見直しを含めて、いいチャンスだととらえていただいたと私は思っております。

全面的な見直しを、研究テーマに至るまでの見直しをだいぶやっただきまして、だいぶこなれてきてまして、ことしは委員の方から大変いい評価をいただいたと思います。

私の個人的な感じでは、ぜい肉も取れまして、だいぶ研究所が活性化したかなという感想を持ちました。

3ページに細かいことも書いてございますが、特に研究の直接の評価に関しましては、独自に、大変充実した評価委員会を設けられて、高度な専門家を集められて、大学の先生が多いんですが、どちらかというと競争相手がまじっているような評価委員会で、相当厳しい研究の評価もされているようで、私の評価委員会の先生方は、あまりやりすぎなおっしゃるぐらいやっただいたように思いますので、いままでやられたことを一層重点化されるという方針でよろしいのではないかと、委員長としては思っています。

木村委員長 ありがとうございます。

小山委員、何かございましたら。

小山委員 ことし、5法人のうち3法人で、きわめて比重が大きいわけですが、ご参考までに資料3-1をごらんいただきますと、3法人、上向きのタンジェントが非常に高いと思っけていまして、業務効率化という意味では大変努力していただいていると思います。

見直しの視点ということで申し上げますと、国交省の評価委員会のコミットメントがどういう方向で行われるべきかというのがはっきり理解できていない面がありますので、その点について少し申し上げます。総務省から求められている内容は大きく分けて3点ありまして、この業務が必要であるかどうかということ、非公務員化はどうかという話、あるいは、いまの体制でいいのか、統廃合も含めての見直し、あるいは民営化はできないのか、その3点に分かれると思います。

それに対して、評価委員会の意見を聞くことになっているようですが、どこまで強く意見を言うのかという感じが、私は個人的には十分つかめていません。

非公務員化の問題が議論しやすいこともあるような感じもしますが、きわめてクローズアップされているような気配がございます。これに関連して、先ほどご説明がありました公権力の行使を国の機関でやるべきであるかどうかということについて、しばらく前までは、これは当然の議論としてなり立っていたと思いますが、諸外国の例などを見まして、本当にそうなのだろうかというような疑問がなきにしもあらずということがあります。

思い起こしてみますと、11法人がスタートした時期に中期目標・中期計画を置いたわけですが、いまにして思うと非常にあいまいな内容になっていますので、存続するとすれば、非公務員化の問題も関心が強いのかもしれませんが、各法人のミッションについて、より重点を置いた検討をしていただきたいと希望を申し上げます。

木村委員長 三つまとめてのご意見でよろしゅうございますね。

小山委員 三つ一緒でよろしいかと思ひます。

杉山(武)委員 航空大学校については特に補足することもございませぬが、先ほど企画官からご説明がありましたように、航空の世界の動向を拝見して、パイロット不足ということがはっきりしておりますので、その中で、全体的な数等についての予測等も踏まえた上での議論が進められて、内容的には7ページに示されたとおりのことす。特に補足することはございませぬ。

非公務員化の件につきましては、私自身もまだ十分に理解していない点もありまして、必要とあれば説明いただければと思ひています。

木村委員長 分科会長の先生方から補足のコメントをしていただきましたが、整体的にご意見をいただけることがございますでしょうか。

櫻井委員 政策評価全般につきまして従前から思っておりますことは、私、専門は行政法ですが、各省庁の行政を横割りで見ているといいますか、それぞれに横断的に見る機会が結構ある。

そういう中で各省庁がいろいろ政策評価をやっておられるけれども、その中で強く感じていたことは、総務省がつくっている政策評価の考え方が非常に抽象的で観念的なんです。

法律をつくるときに、経済の下部構造とか、各省庁の事務の実質がどういうものかとか、本人なりには考えているのかもしれませんが、踏まえ方が十分じゃないということはずっと強く思っていて、きょうの最初のご報告もそうだったんですが、伺っていて、各省庁を横断的にまたがるようなスキームをつくりますと弊害が非常に強いということは強く感じているところです。

いまのお話にもあったんですが、たとえば非公務員化するという話で、公権力の行使は公務員じゃないといけないみたいな議論があって、これも現行法ですと、たとえば建築確認だと指定法人にして、民間に権力行使を認めることをやっていますし、指定管理者制度をつくったりして、民間法人に指定管理者という公的な主体の外装を与えて、公的主体が公権力を行使するんですよみたいなことでやっていますので、実質的には民であっても、公権力を行使することは可能だと思います。

ただ、これも抽象的に考えるとオッケーということになりますが、実際には、指定管理者についてはすでに批判が出ていますように、全然民間開放になっていないという問題もありますし、民間事業者が市場原理を踏まえて、民だと必ずいい仕事ができるのかというようなことは保証の限りではないわけで、そういう議論が飛ばされた形で、非公務員化するといいいんじゃないかという話になりがちです。しかし重要なことはその先にあって、公権力行使の話にしても、民もできるし官もできるし、それはスキームの作り方によると思います。

どちらでもできるから、どういう仕組みをするのがよりいいかという実質論が大事であり、学習院でも村松先生と政策評価の話をして、どのぐらい意味があるのかという議論をしたことがございましたが、もう少し話を次の段階に持って行って、政策評価をきちんと、実質において意味のある形にやる、頭でっかちに、こういうふうにやっていますと言うだけではあまり意味がありませんので、そこは言うべきことは言って、一般論を提示

するのは、総務省的な発想だと思いますので、そこは各省庁の行政に応じた形で、政策評価なり独立行政法人なり、事業評価もありますが、そういう評価業務についてはまだ始まったばかりだと思いますが、一層発展していかないといけないんじゃないかと思います。そこはきちんと理論武装をすることが大事だと思います。

こちらの議事メモにもありますが、総務省は人的ソースが偏っている感じがして、理系の人を入れるという発言もあったようですが、文系の中でも構成員が偏っていると思います。

この評価委員会は理系の人もあるし、文系の人もあるし、その分、こちらのほうが進んでいると思います。

そこは自信を持って、負けないでがんばりたいと思っております。

木村委員長 人材分野についてのコメントは私です。前から強く言っているのですが聞いてくれません。

今度の委員長は聞いてくれるかもしれませんが、現状はアンバランスですね。文系、理系の問題だけではなくて、出身母体もアンバランスです。

そういう意味では、国土交通省、経産省の評価委員会のほうがはるかにバランスがとれていますね。

ほかに何かございませんでしょうか。

佐伯委員 独立行政法人化そのものには、政府の行財政改革とかいろいろ流れの中で実施されたと思いますが、いままでは国の将来とかを考えての国家戦略みたいなもので国の研究機関が動いていたと思います。現在は、各独立行政法人が、バラバラに目標を立てて実施している状態で、独立行政法人化された研究機関のミッションに国の国際的な面からの技術戦略等が生かされていないように感じられます。

たとえば国際的な設計の標準化の国際委員の中に、だれも日本から参加していないという現状がいろいろなところで起こってきています。われわれの分野は海洋構造物についてですが、わが国の海洋開発に関連した技術をもっと国際的認知度を高めていこうというときに、標準化の国際委員会のメンバーの中に、日本から委員が派遣されていないということがいろいろなところで起こってきているのです。

独立行政法人が非公務員化になりますと、法人化の目標は達成されたとしても、国家戦略としての技術開発の成果を世界に売り込むという意識が希薄になってくるのではないかということで若干危機感を持っているところでございます。

木村委員長 ありがとうございます。ほかによろしゅうございましょうか。

時間の関係もございしますので、議論は以上とさせていただきたいと存じます。見直しについては、各分科会で相当ご議論をお願いします。櫻井先生からご意見をお出し頂きましたが、そのようなご意見がございましたら、ぜひ事務局までお願いします。委員長会議でご紹介したいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

3番目に進ませていただきます。

平成16年度基本実績評価及び年度業務実績評価の改善についての意見交換に移りたいと存じます。

尾本政策評価企画官 議題の3番目です。16年度の業務実績評価のご紹介と、それと関係しまして、年度業務実績評価の改善のためのフリートーキングをしていただきたいと思います。

資料3-1ですが、本年の6月から7月にかけて、委員の方々に多大なご迷惑をおかけしながら取りまとめさせていただいた16年度の業務実績評価の結果一覧です。

点数化するようになって3年目ですが、3年間やってきまして、特徴として、多少ばらつきが大きくなってきてしまっているかなというところを、全体を見ております私どもとしては多少危惧しているところでございます。

独法の評価は、比較の基準となる共通の物差しがあるものではございませんし、なおかつ、そもそも法人は、おのおのが全く別の業務をやっているわけございまして、相互に比較することはできるものではございません。

ですから、点数で法人間の優劣が決まっていくとか順序が決まっていくものでもございません。そもそも最初から比較できるものではないということですが、こうしたことを前提にしましても、全体的な傾向として、比較的高い件数のところが多くなってきているかなと思います。

中身について、私ども事務局が差し出がましいことを申し上げるのはよろしくないと思っておりますが、多少国民の目からしますと、ちょっと高過ぎやしませんかという批判が出てくることも心配しているところがあります。

ということを念頭に置きまして、資料3-2、業務実績評価のやり方を多少なりとも手直ししていったほうがいいのかということ事務局として考えているところです。

最初に申し上げました3-2というペーパーですが、本日の会議で決定していくという

話ではございません。きょうはあくまでフリートキングということで、いろいろなお考えをご議論していただければと思います。

これでやっていこうということでございますと、来年の2月なり3月にまた総会を予定していますので、この場で決めていけたらと考えているところです。

最初の問題意識ですが、四角で囲ってございます二つですが、現行だと2点を平均として、0点、1点、2点、3点という4段階でやっていますが、3点を平均として1点、2点、3点、4点、5点という5段階にしたほうが採点しやすいのではないかとのこと。

それに伴いまして、つけ方ですが、もう少し平均的なエリア、改善案のほうで考えますと、5段階で考えますと3点ということになりますが、3点のところを多少広くしたほうがいいのではないかと考えます。

そもそも、多くの分科会で委員の先生から、2点と3点の違いは何なのか、どういうふうに考えて2点にしたらいいいのか3点にしたらいのかという疑問点がよく出されます。

いままでのガイドラインですが、7ページに評価基準が書いてあるわけございまして、3点は、中期目標達成に向けて特にすぐれた実施状況にあると認められると書いてありますが、特にすぐれた点は何かということですが、基本的には主観的な判断ということになるわけですが、現行だと、ここが多少甘いのかなという気がいたします。

一例を申しますと、数値目標が掲げられているときがあって、数値目標を達成すれば直ちに現行の3点になってしまうというケースが多いようです。そういうことをやっていくとどんどん高くなっていってしまうことがあるかなという気がします。

考え方として、数値目標は達成して当然だ、達成できなかったら評価を一つ下げる。本当にいい面があればつけていくという考え方でやっていったほうが、穏当なところに落ちついていくのではないかと事務局としては考えるものでございます。

法人は毎年、職員が一生懸命努力してやっているわけですので、毎年少しずつ業績はよくなっていくのは当然です。

毎年よくなっていくものをとらえて、よくなったということでやっていくとどんどん高くなってしまいうということ、よくなるのは当然で、それは普通なんだという考え方でやっていていただいたほうがよろしいのではないかと考えているのが第1点目でございます。

続きまして第2点目ですが、1ページ目の一番下の四角、改善努力評価のところですが、9ページ目が評価シート最後のページですが、最終的にここを埋めていただくことにな

るわけです。

1番の業務運営評価ということで点数をつけることになります。点数をつけた後、自主改善努力評価のところに記入いただくことになっています。

そもそも自主改善努力評価は何かということですが、中期目標に定められている取り組み以外の取り組みで記述すべき話があれば、ここに記述するというようなことだと思います。

ただ、多くの分科会を見ていると、中期目標でカバーされているようなことについても理由をつけて、ここに相当程度の努力が認められるというような記述をするように、法人なりががんばっているという傾向がなきにしもあらずというところが見受けられるところです。

法人の評価を大づかみにする観点からしますと、子細な話といいますが、瑣末な話を求めているかなという印象がありますので、思い切って、この際、自主改善努力評価はなくしてみたらどうかと考えているところでございます。

それとともに、一番重要なことですが、業務全般に関する意見という欄の書き方が多少分科会によってまちまちというところです。

私どもが、ここには何を書いてくださいというお願いといいますが、マニュアルに書いてなかったというところに原因があるんですが、ここはもう少ししっかり書くということにしたらいかがかと思えます。

これを読めば、当該年度の法人の評価はどういうものだったのかが一覧できるといいですか、ここの記述を読めば簡単にわかるようにする必要があるんじゃないかと思うわけでございます。

中期目標の区分ごとに評定を下してきて、2点とか3点をつけて、最終的な平均点ということで、一番上の業務運営評価が決まって点数が出てしまうと、先生方も事務方もそこでホッとしてしまって、これで一つの作業が終わったかなというところで、業務全般に関する意見が、どうしてもそのところでしっかりした議論ができていないところがあるように思います。

ここまでしっかり書くようにしていただくのが一番いいのではないかと考えているところでございます。

次のページですが、多少細かい話になりますが、時折出る話ですが、評定をしていくには、業務の区分ごとに2点とか3点をつけていきます。

区分の仕方によるんですが、時々、分科会によってはウエイトをつけたほうがいいんじゃないかという話が出る場合がございます。

ウエイトをつけなければいけないという感覚になるのは、そもそも区分の仕方に問題があるからじゃないかと思います。区分をしっかりとすれば、ウエイトという話は出て来ないのかなと思います。

一例として、10ページ目をおあげいただきたいんですが、ことしの水資源機構分科会に提出された資料でございます。区分を変えたということでございます。

予算関係のところはくくってしまって区分を減らして、業務に関するところの区分をふやして、相対的に予算関係のところのウエイトを減らして、業務のところの区分をふやすことをやっています。

このように法人のコア業務に関するところについては区分を細かくするという。一般管理に関するところはくくってしまうということで、ウエイトが適当になる工夫はできるということ。

もう1点ですが、これから11法人については、来年2月、3月に中期目標・中期計画を定めていくこととなりますが、これは作文でかなり工夫ができる場所ですが、区分も念頭に置いた作文をしていく必要があるかなと思います。

真ん中の四角ですが、これについては結論が出る話とは私どもは思っていませんが、こういう話があるということでご了解いただけたらと思っているところです。

そもそも評定のやり方ですが、国土交通省の評価委員会でたくさん分科会があるんですが、やり方がまちまちになっています。統一されてやり方でなされていないということです。

大別しますと、分科会長が試案を出すやり方と、各委員に点数を出してもらって、それを平均するやり方に大きく分かれます。

その折衷的なものもございまして、各委員から点数を出してもらった上で、分科会長が試案を出すとか、そういう折衷的なやり方もございます。

私どもも見ておりまして、おのおの一長一短があるということで、どちらがすぐれているか、何がすぐれているというところは言い切れないところでございます。

ただ、よりよい方向について、ご意見があればご紹介いただければと考えているところです。

最後ですが、分科会間の横並びの調整のあり方でございます。

資料3 - 1でもわかるとおり、かなりばらつきが出ているということで、そのへんどうしたらいいのかというところです。

冒頭申しましたように、そもそもが比較できるようなものではないので、差が出る、ばらつきが出るということは致し方ないというところですが、そのへんのところについてどうするかということですが、まず1点目は、木村委員長よりお話しいただいているところですが、分科会長懇談会を開催して、分科会長同士が、ほかのところではどういう議論がなされてこういう評定をされているかということは、相互の共通の理解を得るようにしたらよろしいのではないかと話をいただいているところです。

秋に分科会長懇談会を開催いたしまして、このことについてより詳細な説明をさせていただけたらと考えています。

またお時間をいただくことになりますが、どうぞよろしくお願ひしたいということです。

2点目につきましては、3月の総会でも複数の委員よりご紹介いただいた考え方ですが、委員が複数の法人を見ることをすれば、多少なりとも共通の考え方で評価ができるんじゃないかということでございます。

皆様お忙しい中、6月、7月に作業が集中してしまうところもあるので限度がありますけれども、多少なりとも私どもとして、委員の改選の時期にはそういうことも配慮していきたいと考えているところでございます。

以上まとまりのない問題提起になってしまいましたが、これに限らず、年度の分析評価につきまして改善点、ご意見、お考えがあればお知らせいただければと思います。

木村委員長 ご説明の中にありましたように、今回ここで結論を出す種類の議題ではありませんが、政策評価の立場から、21法人にふえておりますので、全体の評価をごらんになって、こんなところが問題ではないかということがありましたら、お願ひしたいと存じます。

特にどれということは指定いたしません。いかがでしょうか。

いろいろ分科会の議論の中でご意見があろうかと思いますが、いかがでしょうか。

松尾先生のところの場合、かなり工夫をされています。

国土交通省の評価の場合は数字を出しますので、松尾先生のところの工夫が生きてくるのではないかと思います、そのへんでコメントいただきたいと思います。

松尾委員 突然のご指名ですが、水資源分科会は、国交省と経産省、農水、厚労の四つの分科会が合同でやっています。

非常に熱心な議論をやっていますが、25項目について評点をつけています。その議論の進め方ですが、各委員の評点の分布により4分割にしています。全部色分けしまして。

いま突然指名されたので、思い出しながらやりますが、一つは全委員15名が、各省庁から3人ずつ出られて、国交省からは6人、15人の委員が全員同じ点数をつけたものに対してまず議論をする。

二つ目のグループとしましては、2人ないし3人の委員が、他の委員と別の点数をつけておられますが、それが同じ方向の点数になっている。つまり、ほとんどの人が2点をつけているのに、3点を二人だけつけているとかの場合で、これらを第2番目のグループとして議論しました。

3番目が、複数の人が違う点数を出しているが、しかも方向が別になっている。

たとえば3点を出している人が1人いて、1点を出している人が1人のような場合です。そのあたりのグループから議論にもものすごく時間がかかります。

4番目は、非常にばらついているものについてです。時間がかかりますが、それを一つずつ議論していく方法をとっています。

きょうも問題になっていますように、考え方を統一していく必要があります。例えば当たり前前のことを当たり前前実行している。これは何点か。

それは非常に苦労して実行したことであっても、それは2点とすべきではないかという考え方と、たとえば予想の範囲内のこと、去年、台風が、普通だったら二つか三つか上陸しないのに、九つも十も上陸してくる。しかし、これも予測の範囲内なんです。

予測の範囲内で全力を挙げてシステムを動かして対応しているのは、ペナルティを与えていく採点じゃありませんから、3点を与えるべきであろうという意見とに分かれる。当たり前前のことを当たり前前実行していく、その場合の定義(評点)をどうするかという議論をしてから再度点数をつけ直すようなやり方をやっています。

その場合に、改善案のように1から5点のほうがやりやすいかなと、先ほどから聞いておりましたが、一つずつ潰していくというか、議論をして結論を得ていく方法をとっています。

もう一つ非常に重要なことは、水資源の場合は、皆さんご存じのように、徳山ダムが非常に問題になっていますね。去年起こったことよりも、過去からの問題ですが、そういうことが水資源機構の業務全体にどの程度影響を与えているか。これは0点にすべきだという意見もかなりあったんです。それも議論しました。

結論的には、4省庁の各委員の合意としては、非常に不都合というか、よくない事が起こったけれども、それが水資源機構の業務全体に致命的な損傷を与えているかどうかを考えるべきであるということになりました。

たとえば、何とか印のミルクが、製品はほかにもたくさんあるのに、他の全ての製品の信頼を失わせたがために、組織全体が挽回不可能なぐらいに潰れてしまうということになっているかどうかということです。そのような時は、0かも知れませんが・・・。

そういうことをみんなで議論した末、結論的には1点になったと思います。

そんなことを工夫しながら、かなり時間をかけてやってきたということです。

杉山(武)委員 個人的な反省も踏まえての感想ですが、きょうの資料3-2ですが、最初の四角の中に、たまたま表現として出てくるのは、年度計画に対する達成度を区分ごとに評定し積み上げて、個人としての評定を行う。

自分自身で意識していたのは、いつの間にかこのことだけを考えて、年度計画に対して、この年度にどういうふうにできたかということを見ながら評定を下していったんですね。

ところが、資料の7ページ、先ほど尾本さんもお触れになりましたが、評価基準を見ますと、中期目標の達成に向けてというところが基準になっていますね。

実は今回一つ、ある項目を議論していましたときに、私、キチッと考えていなかったなということで反省をしたんですが、ある委員の方が、ほかの委員の方とは少し違って、年度計画に対して、その年度の計画はきちんとやっているんだけど、それは1であったとおっしゃった。

このペースでいっても、中期目標は絶対に達成できないから、これではよくないんだ、その基準は7ページのこれですねということになったんです。そこで、ああそうかと思いました。

改めて考えると、年度計画の位置づけが、われわれとして、評定のときには考えていますので、よくある議論ですが、大きく、ある特定の年度の業績がオーバーして十分に達成していると、非常にいいという評価になると、必ず委員の中から、これはそもそも計画が楽すぎたんじゃないのという話が出てきてしまいます。

そういう意味で、年度計画をどう考えるかということと、最終的な評定で、あくまでも中期目標の達成に向けてというところに戻るか、年度計画だから、年度計画と実績でよいのかと考えるのか、そのへんがまだ問題があったんだなということを感じましたので、ご報告申し上げます。

木村委員長 尾本さんからコメントをお願いします。

尾本政策評価企画官 私どもも全体の分科会を拝見しまして、そういう事例を見ていたゆえに本日、こういうペーパーを出した次第です。

やっていくと、考え方のところが、ここに、ガイドラインが必要じゃないかと書いてありますように、いままでのところ、あまり細かなものがなかったものですから、限界的なところで、そのような事例が起こっているところがあったようでございますので、今後こういう方向を利用しということであれば、もう少し詳細な説明を事務的につくってお諮りしながら、いいものをつくっていけたらと考えているところです。

木村委員長 いまの杉山先生の問題提起は、1サイクルの中期計画と年度計画の関係です。この点はどこの省庁の評価委員会でも大問題になっています。

本来、これほど綿密に年度評価をやるはずではなかったのだと思います。

独立行政法人の業務、一つの中期目標期間で判断するということがあったのですが、始めてみると、年度についても詳しく見るべきだということになってしまいました。経産省の例でいきますと、初めは年度評価は2～3回委員会をやればよいということだったんですが、3倍近くやらないとだめだという世の中の風潮になってしまったんですね。

そこで、いま杉山先生がおっしゃったような問題が出てきているということなので、そこらへんの切り分けは今後ぜひやっていかないといけないと思います。

資料3-2は年度計画ですが、後ろは中期目標及び中期計画になっていますので、そのへんの整理をぜひお願いします。

ほかにご意見ございませんでしょうか。5段階の評定についてはいかがでしょうか。

小林委員 私、幾つかの評価委員会にかかわっておりまして、個人的に幾つか疑問に思っているところがあります。

一つは3と2の評価が、各委員の見方によって、同じ評価ですが、ある人は2をつけて、ある人は3をつけることが現実に起きているような気がするという点です。

事務局の評価はむしろ5点までやって、5点をつけることはきわめて異例の場合のみにするというお話ですので、私はこちらのほうがよろしいのではないかという感じを持っています。

2と3の議論と別に、私が分科会長をやっている組織で1をつけたんですね。1をつけることに対して非常に抵抗があるんです。

基準を見てみると、おおむね達成していると書いてあるんですが、1をつけることは、

判断を非常に悪くしている、悪く考えて評価していると受け取られる向きがあります。

1を評価した基本的な考え方は、ここで言うと、5点評価であれば2をつけるものであるにもかかわらず、1を評価されたことが、きわめて評価を低く見られたという認識をとられていますので、3と1両方含めて、現段階での評価の位置づけを考えると、むしろ私は5段階評価のほうがいいのではないかと思います。

それと合わせて、先ほどの年度計画と中期計画の関係ですが、資料3-1を見ていただくと、年々評価が基本的に上がっています。

私が考えるには、年度ごとに評価しますから、翌年は、評価に対応してこれまでやりましたということで対応されてくるのが普通です。そうすると、ここまでやったかということで評価が上がる。

さらに翌年、ここまでやりましたということで評価が上がるということでやってくるとどんどん上がってくるという結果が出ていまして、中期計画に向けて、たとえば130に近い評価に値するのかという議論がやられているのかどうかという疑問が私もあります。

そういう意味で言えば、年度評価と中期計画の評価をもう少ししっかり議論すべきではないかと私も思います。

各委員の業績について総務省から疑問が出て、1にすべきだというお話が出たのは、こういうことと連動しているのではないかという気がします。

どんどん上がっていったら、結果的に1.2とか1.3という評価が出てくる危険性があるので、総務省の評価委員会の委員の名前を見まして、この人なら言いそうだなという委員の方がいらっしゃいますから、そういう判断をされたのではないかと考えています。

岩田委員 2~3教えていただきたいんですが、3-2の1ページで、具体的な作業をする上でお聞きしたいんですが、二つを一つにするということですね。

一番最後、自主改善のものはこの中に入れるということで、具体的にはわかったような気もしますが、より議論を尽くしというところはど解釈すればよろしいでしょうか。

尾本政策評価企画官 業務全般に関する意見の欄を記入するに当たって、分科会においてバラバラでして、場合によって、その他のコメントを記入する欄だととらえて、その他のコメントをダラダラと羅列しているだけのところもあったり、ここを読めば、当該法人の評価がコンパクトにわかるように書いてあるところもあるんですが、その他のコメントがされているようなところとか、あるいは全く書いてないようなところとかバラバラでございませう。

これは私どもが、こうしてくださいとお願いしていなかったからというところですが、今後はここでしっかり、5行なり10行なり12行なりでコンパクトな記述で、当該法人の評価の状況、当該年度どうであったか、課題はどうであるか、来年度に向けてこういう改善点があるということをコンパクトに書くというふうにしていただけたらと思います。

そう書くに当たっては、申しわけないと思いますが、分科会長に主導していただいて、事務局のサポートをもとに分科会長が記述していただくということでやっていかざるを得ないのかなと考えまして、厚かましいお願いですが、そのようにしていただけたらと考えている次第です。

岩田委員 私は港空研を担当しているわけですが、このようにきわめて順調です。

各委員の先生方から個別に評価をいただいて、一致するものはそれなりの議論をし、違うところは議論をしながら一応収れんはさせているわけでございますが、決して甘くつけていることは全くございませんので、きわめてシビアに見ながら評価をさせていただきます。

たぶんいろんな業務実績をお読みいただくとわかると思いますが、これはまさにすばらしいので、そのへんのところは他分野の先生方にご理解をいただかないと困りますので。

たとえば昨年12月26日、インドネシアで大きな津波がございましたが、それに対する対応等々、まさに特筆すべきものがございまして、わが国としては誇れるものが非常にたくさんあったということでご理解いただきたいと思います。

評点ですが、あまりはっきり言うてはいけないのかもしれませんが、2と3をつけるのは、委員の先生方の中で触れるところがあります。

たとえば2プラスという評価をされる先生がいらして、これはどういうことですかという議論をしながら最終的には詰めていったわけですが、そうすると、1、2、3、4、5がいいのかなという気がしないこともないという感触です。

盛岡委員 空港周辺整備機構を担当しております盛岡ですが、尾本さんのおっしゃった総合的な判定につきましては、尾本さんのご出席もいただいたかと思いますが、会議の席上、私も感じたところです。

ただ、評価にかけられる時間が2時間という限界の中では、この作業をするのは非常にむずかしい。できればもう半日、委員長としての責務を果たすような役割を付与することが前提であればやってみたいと思っています。

4段階か5段階かという点ですが、空港周辺整備機構の場合ですと、先ほど松尾先生が

おっしゃったようなプロセスと同じようなプロセスを踏んでございます。

ですから、2点をつけた人と3点をつけた人、場合によっては1点と3点に分かれるケースを含めて相当議論をした結果として、ここに出ていますような数字が出ています。

ですから、単純に目標数値を達成したから3点という方向に全体として流れているわけではないことは、私は分科会会長として申し上げておきたいと思います。

もう1点は、年度の目標が、年度計画の策定指針が、私たちの仕事の外にございます。これは私たちがつくることではありませんが、先ほど議論になりましたように、中期目標を達成するためには、中期目標に向かって、各年度の計画が5年間の間に進んでいることを進捗管理をしないといけません。

そうしますと、来年度の年度計画は、できればこのような目標をつくってほしい、計画として策定してほしいという気持ちは私ども常に持っているわけですが、そのことを申し上げる機会は制度的にはございません。

年度評価の要点のところ、このままいきますと中期目標は達成がむずかしくなる項目がありますよということを書き出すことに力を入れない限り、次年度に反映はできない仕組みになっています。

このところを改善することが、私どもの分科会だけではなくて全体として必要ではないかという印象を持っています。

もう1点ですが、コア業務の重点化と、コアではない部分についてはくくって規定するという水資源機構のご提案は非常にすばらしいと思いますし、来年はぜひ、私ども分科会もそういう方向で進めてまいりたいと思います。

いずれにしても、いまの仕組みの中では、委員全員が評価をして、分科会長試案を出して、2時間なり3時間でディスカッションをして、分科会としてまとめていくのは相当な作業である。

できれば事務局の全面的なご支援、その中にはガイドラインもあるのかなと思いますが、ガイドラインがあまりに抽象的で一般的なものになりますと、研究開発をなさっておられるところと、私どもの分科会のように、行政業務の効率化というところを非常に背負わされているところ、言い換えますと、空港周辺整備は、企画部門も非常に大きな政策の流れがあるわけですね。

政策の流れが急激に変わっている中で、実施の部門だけ年度年度でキチッとやりなさいというのは非常に無理があるというのが、私の分科会の特殊事情かもしれませんが、これ

は強く申し上げておかないと、機構の皆様方非常に困っておられます。

空港周辺の整備そのものが、国の施策にどの程度関与するか、日本の空港全体のシステムをどう変えるかというところと関係していますので、この点では、中期目標の設定そのものを、機構がどのように政策と絡めてつくり上げていくかというところに関与しない限り非常に大変だろうなということを申し上げておきます。

木村委員長 いまの点は、本来、中期目標にしる中期計画にしる、評価委員会の承認を得るんですよね。

ですから、いまの盛岡先生のご指摘は時間の関係でやっていないんですが、本来の独立行政法人のルールからすると、評価委員会のアドバイスを受けることになっていますので、それは時間さえとればできるんですね。

そのへんご意見が出ましたので、評価のシステムとして考えていただければと思います。

こういうふうに変えたいということを分科会でご議論いただくことをすれば、一番最後のようなところは解決できるんじゃないかと思います。

大聖委員 評価を行う場合にいろんなコメントが出るわけですが、その次の年度の改善に役立つような仕組みが必ずしも万全ではないんじゃないかと思います。

中期目標がちゃんとあって、それに向かって各年度やるわけですが、その年にどういう評価を受けて、それが次の結果にどういうふうにつながるかという継続性の問題をもう少し重視していただくと、中期計画への達成がよりうまくいくんじゃないかと思います。

ですから、評価委員も、過去の評価をちゃんとリファア¹していただいて、一貫性のある評価ができるような……。

これは数字だけじゃなくて、コメントをうまく集約して、その次にうまく伝えることが必要だと思っています。

評価のやり方ですが、委員は、専門性がちょっとずつ違う方が集まっていますので、個人個人で点数をつけますと、かなりエキセントリックな評価になってしまう可能性がありますので、委員の間でのディスカッションは非常に重要だと思っています。

藤野委員 土木研究所の評価委員をつとめておりますが、土木研究所は非常に大きな組織であり、活動も多岐にわたっており、その説明をうかがってそれに対してコメントしていると、2時間では足りないぐらいです。松尾先生は、述べられたようなことを2時間という制限時間内にやっておられるのでしょうか。

松尾委員 そのかわり、分科会長としての準備はものすごいものです。

制限の時間、通常1回2時間半の中で相当な議論をしていますが、皆さんそうしていらっしゃると思いますが、その時間の中でできるように各委員が準備し、工夫をしています。

先ほど言い忘れたことをもう一つ申し上げたい。ずっと問題が出ていますが、各分野で2点とか3点の認識が違う。

一つの水資源分科会の中でも違うわけで議論するわけですから、異なる分科会長が全部集まって認識を統一するとか、そういったことは、先ほど申し上げた点についても非常に大事だと思います。

調整はうまくできた、それは予測の範囲だ、だから何点だ、とか。しかし、一方で渇水があるんです。中部地区は四つのダムをシステムにしまして何とか供給しようとしていますが、それでもなお時間的な節水、最悪の場合は時間的な断水が出てきます。そういうことが、機構の業務として「悪い」かどうかという点が出てくるわけですね。

先ほど盛岡さんがおっしゃった、政策的にダムをもう一つつくとかつくらないとか、そういうこととも関連してくるわけで、予想外というか、特殊なもの、あるいは周辺の各種環境とか、自然に影響するような問題の取り扱いもそれぞれに認識を新たにしておかないといけないんじゃないでしょうか。

いま藤野先生が、そんな時間でよくやっているなということですが、やっています。

木村委員長 経産省と違って、委員長が直接、分科会に参加しませんので、具体的に、どのくらいの時間をかけて評価をやられているかを存じ上げませんが、何回くらい分科会を開いているのですか。

尾本政策評価企画官 1回のところと2回のところに分かれます。

業務範囲が大きいところは2回、必ずやらざるを得ないところもございます。

木村委員長 かける時間が少し少ないような気がしますね。

たとえば経産省の産総研ですと5回ぐらiyorんです。最後は5時間ぐらiyorんです。それだけやると、2の議論、3の議論が尽くされますね。委員は大変ですが満足感はある。それだけお働きいただけるかどうかは問題ですが。

藤野委員 各評価委員会において委員の数はかなりいるわけです。土木研究所には7、8人の委員はおられるかと思いますが。評価の視点は委員により違うと思いますが、それだけの数がいれば、平均化というプロセスが働くわけで、大きなブレは出にくいと思っております。

一方、委員が多いということは多くの方が評価に参加しているわけで、それだけ大切な

時間を使うこととなります。委員の数の問題を考えていくことも必要だと思います。

木村委員長 わかりました。いろいろご意見出ましたので、きょうお出しいただきましたご意見をまとめていただいて、秋に、先ほどご案内のありました分科会長会議でも少し議論をして、さらにこの会議に持ってきてたいと思います。

私も大学の評価を初めて7年目になりますが、評価というのは化け物で、やればやるほどわからなくなります。一つ申し上げられることは、ほかの省庁でもほとんどが5段階評価へ移行しているということです。

3段階から始めて4段階にした、やっぱりだめだということで、ほとんどいま5段階になっています。

5段階にしようと言ったときに出てくる議論は、みんな3点をつけるのではないかという議論です。

しかし私どもの大学評価で、レビューアの先生方のやり方をずっと見ていますと、最初は3点をつける方が多いのは確かですが、2年、3年たつうちに、4をつける人もいれば、2をつける人もたくさん出てきます。そういう点では、5段階にすると3点ばかり出るという心配は、あまりしなくても良いように思います。

それとよく出る議論は、日本人はなかなか1点をつけられないというものですが、これは日本人だけではありません。

イギリスの評価の訓練を見学しましたが、あれだけ激しいイギリスの連中でも1点はなかなかつけません。1点をつけさせるか訓練をするんですね。

わざと非常に悪い例を持ってきて、これは1点だろうと指導者が言うんです。これは1点だろう、1点をつける、つけるとしつこく言う。それをやらないと1点をつけるようにならないようです。ですからこの点は仕方がないんですね。

余計なことを申し上げましたが、分科会長会議で議論をして、さらにこの会議に持ってこさせていただければと思います。ありがとうございました。

議題の最後ですが、国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則の一部改正について、よろしく願います。

尾本政策評価企画官 資料4に基づきまして、運営規則の一部改正について説明させていただきます。

中身としては簡単でして、委員が独立行政法人との間に利害関係を有している場合には、疑念を持たれることがないように、その委員については議決権を有しないという規定を置

くものでございます。

いままで必要性がなかったから置いてなかったということですが、数カ月前に、そのことに関しまして新聞記事等も出た関係でしっかり正しておくということで、念のためにこういう規定を置くものですが、いま現在、この規定に該当するような場合はないということで、念のために置くということでございます。

木村委員長 かなり事務的なことでございますが、よろしゅうございましょうか。ありがとうございました。

それでは原案のとおり決定させていただきたいと存じます。

最後ですが、事務局、その他何かございますか。よろしゅうございましょうか。

何かご発言ございましたらいただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。ありがとうございました。

本日は大変活発なご議論をいただきましてありがとうございました。

先ほど申し上げましたように、評定の問題につきましては分科会長会議で議論をさせていただき、そこで案ができるかどうかわかりませんが、事務局と相談をして、またこの会議で議論をいただければと思います。

後の議事の進行を事務局にお願いします。

尾本政策評価企画官 本日は長時間にわたりご審議いただきましてまことにありがとうございました。

本日の委員会の内容等につきましては、議事の公開についての方針に基づきまして議事要旨を作成の上、速やかに国土交通省のホームページにて公表することとさせていただきたいと存じます。

また、議事録につきましては、本日の内容を確認していただくべく、ご発言のありました委員だけに送付させていただきますので、お忙しいところまことに恐縮ですが、発言内容のチェック等をお願いしたいと思います。

以上をもちまして第7回国土交通省独立行政法人評価委員会を終了させていただきます。長時間にわたるご審議ありがとうございました。